

第2期西宮市子ども・子育て支援プラン策定支援等業務に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 趣旨

本市では、「西宮市子ども・子育て支援プラン」、「第2期西宮市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和7年3月末をもって終了することに伴い、両計画を合わせた「第2期西宮市子ども・子育て支援プラン」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定する。

策定にあたっては、市民アンケート調査の実施・分析、計画素案の作成、パブリックコメントの意見集約・分析、計画書（冊子）の作成などを行う。

第2期西宮市子ども・子育て支援プランを実効性のあるものとするため、国や県の動向・西宮市の状況と市民のニーズを的確に分析し、計画へ反映することが出来るよう、以下の事業を実施する事業者を募集する。

2. 業務概要

(1) 業務名

第2期西宮市子ども・子育て支援プラン策定支援等業務

(2) 業務内容

別紙のとおり

- ・第2期西宮市子ども・子育て支援プラン策定支援等業務委託仕様書（令和5年度）
- ・第2期西宮市子ども・子育て支援プラン策定支援等業務委託仕様書（令和6年度）

(3) 選定方式

公募型プロポーザルにより、提案内容、プレゼンテーション、提案価格等の評価基準を基に総合的に評価・審査し受託候補者を選定する。

(4) 履行期間と提案限度額

令和5年度から令和6年度の2ヵ年での業務実施を予定しており、毎年度、以下の期間の委託契約を締結する。ただし、令和6年度の契約については、本市が業務結果や従事状況を良好と判断した場合、かつ令和6年度の予算が議決を経て成立した場合にのみ締結する。また、仕様内容の変更等に伴い契約金額が大幅に変更となる場合は、再度事業者の選定を行う可能性がある。

■令和5年度

履行期間：契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

提案限度額：9,878千円（税込）

■令和6年度

履行期間：令和6年4月1日（予定）から令和7年3月31日まで

提案限度額：6,160千円（税込）

3. 応募資格要件

本プロポーザルに応募する者は、次に掲げる全ての資格要件を満たさなければならない。ただし、契約締結日までに資格要件を有しなくなった場合は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 西宮市から指名停止を現に受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始若しくは更生手続開始の申立てがなされていないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税および本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く）でないこと。
- (6) 十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。
- (7) 本市の指示に柔軟に対応できること。

4. スケジュール

項目	日程	備考
募集開始（ホームページ）	令和 5 年 7 月 10 日（月）	
質問書の受付	令和 5 年 7 月 10 日（月）～ 令和 5 年 7 月 18 日（火）	
質問書への回答	令和 5 年 7 月 10 日（月）～ 令和 5 年 7 月 21 日（金）	随時質問者に電子メールで回答を行うほか、市 HP で公開する
応募申込書・提案書等の提出期限	令和 5 年 7 月 28 日（金）	
1 次選考（書類審査）	令和 5 年 8 月 2 日（水）	原則 5 者を超えた場合に実施
1 次審査結果通知の送付	令和 5 年 8 月 2 日（水）	
2 次選考（プレゼンテーション）	令和 5 年 8 月 8 日（火） 9 日（水）	市が指定した日時で実施
結果通知	令和 5 年 8 月 16 日（水）	
契約締結	令和 5 年 9 月上旬（予定）	

5. 応募申込書・提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記の書類を郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合は、書留郵便等の記録が残る配達方法で提出すること。郵便事故等による未着について、市は一切の責任を負わない。

(1) 提出書類

提出にあたっては、提出書類 No. 1～8 の順番にインデックスを付けファイルに整理し、ファイル (9部) を提出すること。ファイルの背表紙には、社名を記載すること。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	応募申込書	様式第1号	1部(原本) + 8部(コピー可)
2	業務実績	様式第2号	1部(原本) + 8部(コピー可)
3	本業務の推進体制	様式第3号	1部(原本) + 8部(コピー可)
4	企画提案書	任意	1部(原本) + 8部(コピー可)
5	総括責任者又は主たる担当者が類似業務で制作した冊子等	任意	1部(原本) + 8部(コピー可)
6	見積書	様式第4号	1部(原本) + 8部(コピー可)
7	会社概要(リーフレット等)	任意	1部(原本) + 8部(コピー可)
8	納税証明書※1		1部(原本) + 8部(コピー可)
9	質問書※2	様式第5号	電子データ

※1 西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない業者のみ提出必要

3. 応募資格要件(5)を明らかにする納税証明書を提出すること

※2 質問書は、質問がある場合のみ令和5年7月18日(火)までに電子メールで提出すること

(2) 企画提案書の作成要領

提案書は、以下のことについて記載すること。

- ①子育て世帯と子育て支援施策に係る全国的な動向及び西宮市の課題について
- ②①の課題解決に向けて必要な調査項目や効果的な調査手法の提案
- ③子育て支援施策(特に教育・保育)の量の見込みの算出に係る調査・分析方法の提案
- ④その他業務全体をとおして提案できるポイント

※用紙の大きさはA4判またはA3判とし、左端をホッチキス綴じ(A3判は折り)とすること。両面印刷も可能とする。上記提案内容について①～④の通し番号を記すこと。

(3) 提出期限

令和5年7月28日(金) 必着

受付時間: 9時 ~ 17時30分

(土日祝及び受付時間外、提出期限を過ぎたものは受け付けない)

(4) 提出先

「7. 問合せ及び書類の提出先」のとおり

(5) 注意事項

- ①本プロポーザルに関して、応募者が必要とした費用は全て応募者の負担とする。
- ②提出された応募申込書及び企画提案書等は返却しないものとする。
- ③提案は1 応募者1 提案とする。
- ④契約に当たっては、本市が定めた業務委託契約書を使用する。

業務委託契約書の書式は本市のホームページ (<https://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報>入札・契約>入札・契約に関する規則・要綱・基準等>契約書(契約約款)・特約・誓約書>業務委託契約書(契約約款)特約含む」で閲覧できるため、事前に記載内容を確認しておくこと。

6. 審査及び選考等

(1) 審査及び選考の方法

① 1次選考(書類審査)

原則として応募者が5者を超えた場合、提出書類審査後、業務実績、見積額等客観的内容による審査を行い、上位5者を選定する。

② 2次選考(オンライン)

- ・1次選考を通過した応募者は、Zoomを用いたオンラインによるプレゼンテーションを実施する。
- ・日程は、以下のうち市が指定した日時で実施する。1次審査を通過した応募者に別途通知する。
令和5年8月8日(火) 9時~12時
令和5年8月9日(水) 9時~12時
- ・主たる担当者及び責任者が出席すること。
- ・プレゼンテーションの時間は、説明時間15分、質疑応答時間15分 計30分とする。
説明は主たる担当者又は責任者が行い、質疑応答は主たる担当者が行うこと。

(2) 審査項目・審査基準

審査項目	審査基準	配点
応募者の業務実績	応募者の業務実績	10
業務の推進体制	配置人員数	5
	総括責任者及び担当者の業務実績	10
企画提案内容	子ども・子育て支援施策に関する考え方	20
	効果的なアンケート調査の実施	20
	業務に対する意欲	10
	類似業務の成果物	10
価格	見積額	15
合 計		100

(3) 審査方法

- ①審査方法は、選定審査基準に基づく評価点により行う。評定にあたり、市職員で構成する選定委員会を設置する。
- ②選定審査基準に基づき選定委員会が評価点を算出する。

(4) 委託契約予定者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した提案書を作成した応募者を委託契約予定者として選定する。ただし、最高得点応募者が複数あった場合は、選定委員会の議決により選定する。

※審査は、委託契約予定者の選定を行うものであり、契約に関する書類作成等は契約課を通して行う。

(5) 選考結果の通知

委託契約予定者を選定次第、全応募者に通知する。選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(6) 失効及び無効

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ②提案額が提案限度額を超えている場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

7. 問合せ及び書類の提出先

西宮市 こども支援局 子供支援総括室 子供支援総務課（本庁舎7階）

担当：首藤、久保

住所：〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

電話：0798-35-3146 Mail：kosodate_k@nishi.or.jp

以上